

八王子市 南多摩都市霊園 使用者の募集 (稲城市分)

八王子市南多摩都市霊園の使用者を募集します。使用を希望する方は、この「申込みのしおり」に添付の「八王子市霊園使用申込書」に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。

申込数が公募数を上回った場合は、公開抽選にて使用予定者（審査対象者）を決定します。使用予定者となった方で資格審査等を合格した方に霊園の貸付を行います。

申込みできる方の主な注意事項

(詳細は6ページの申込みの資格をお読みください。)

1. 現に埋蔵すべき遺骨（未だ一度も埋蔵（葬）及び収蔵されたことのない遺骨）があり6ページに掲げる続柄の範囲内にある方。
2. 申込み遺骨の「祭祀の主宰者」（6ページ★印参照）である方。
3. 1年以上継続して稲城市内に居住している方。

(申込期間) 令和8年9月1日(火)～9月14日(月)

申込みは、市民課へ郵送またはご持参ください。

しおり目次

(ページ)

- | | | | |
|--|-----|-----------------------------|-----|
| 1. 八王子市南多摩都市霊園の概要 | 1～3 | 4. 書類審査・使用申請 | 8～9 |
| 2. 申込みから使用開始まで | 4 | 5. 使用料・管理料の納入 | 9 |
| 3. 申込方法 | 5～7 | 6. 八王子市霊園使用券の交付・
使用上の注意等 | 10 |
| ①申込期間、②申込方法、③[申込時]提出書類、④申込みの資格、⑤注意事項、⑥申込書の書き方(記入例) | | | |

1. 八王子市南多摩都市霊園の概要

① 概要

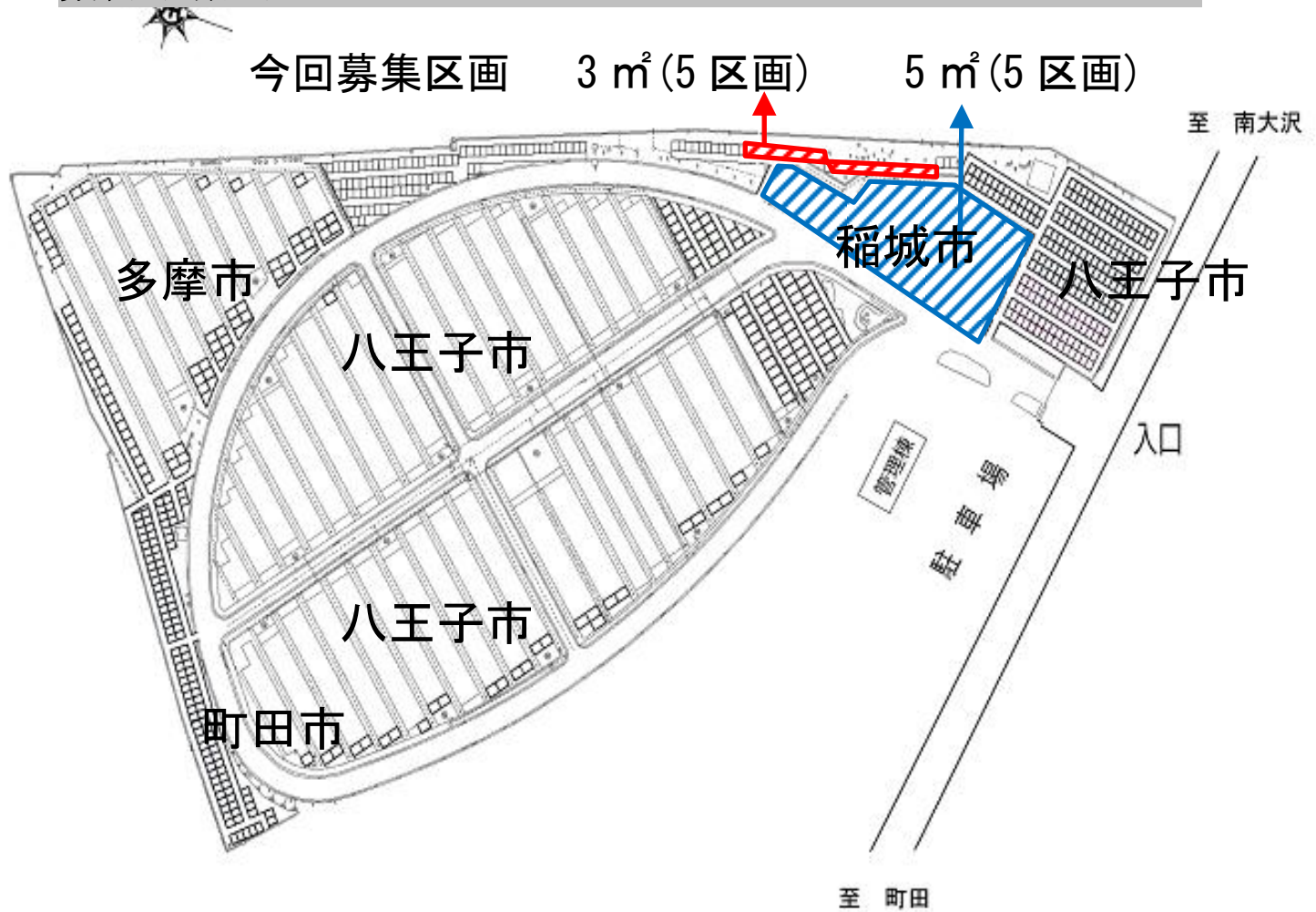
所在地	八王子市南大沢三丁目1999番地2
設置年月日	昭和51年4月1日
敷地面積	30,002.00㎡

② 募集内容

区分	公募数	区画面積	使用料 貸付時のみ 250,000 円/㎡	管理料 年1回 1,500 円/㎡	間口×奥行
A組	5 区画	3.00㎡	750,000 円	4,500 円	1.50m×2.00m
B組	5 区画	5.00㎡	1,250,000 円	7,500 円	2.00m×2.50m

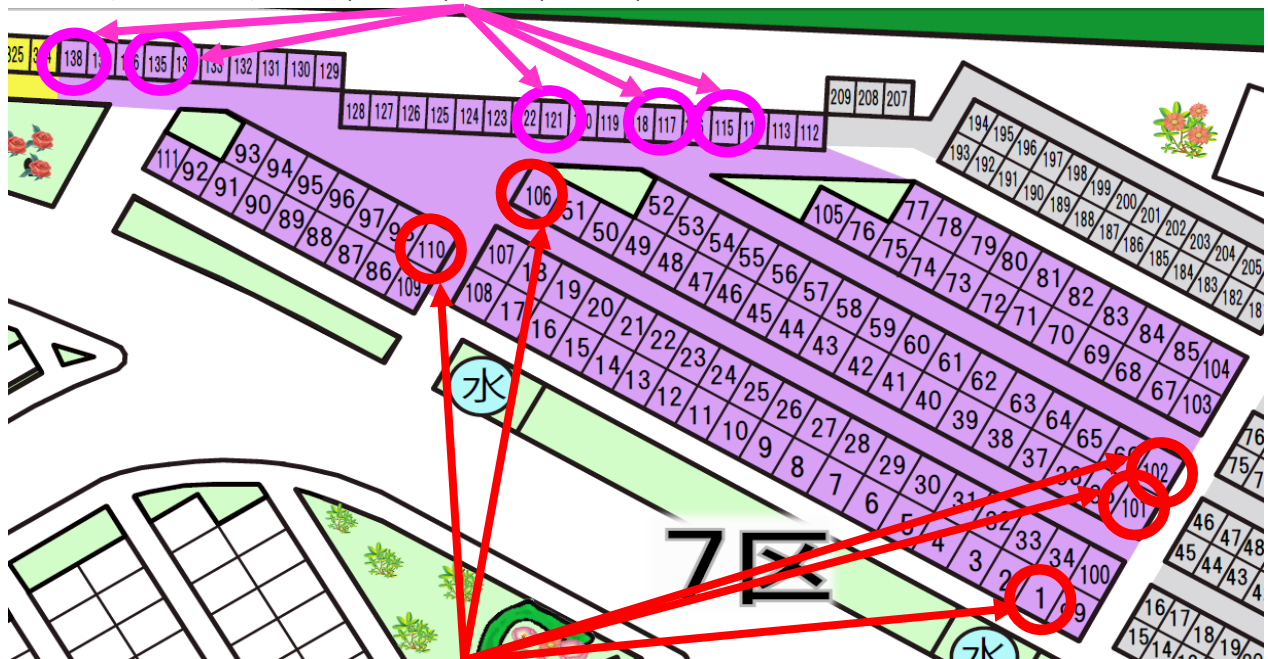
※ A組、B組の組単位による申込となります。

募集区画案内図



募集区画拡大案内図

3 m² (5 区画) 115, 117, 121, 135, 138



5 m² (5 区画) 1, 101, 102, 106, 110

南多摩都市霊園の周辺地図は、別ファイルをご参照ください。

2. 申込みから使用開始まで

申込期間	令和8年 9月1日（火）～ 9月14日（月）	申込み方法は持参または郵送。郵送の場合は申込期間内の消印があり、9月17日（木）までに稲城市役所市民課へ到着したものに限り受け付けます。
↓		
（公開抽選）	9月28日（月） 午後2時	場所 稲城市役所 6階 602会議室 ※申込数が公募数を上回る場合のみ実施します。
↓		
書類審査日通知	9月30日（水） 発送予定	申込結果、書類審査日等についてお知らせします。
↓		
書類審査	10月13日（火） ～10月16日（金） の指定された日時	書類審査は市の指定した日時に行います。 場所 稲城市役所 1階 市民課 ※書類審査で、申込資格がない場合及び必要書類が提出できない場合は失格となります。
↓		
使用料・管理料の納入	11月6日（金） 納入通知書 発送予定	納入期限は11月27日（金）です。 ※八王子市から送付します。 ※使用料及び管理料が納入期限までに納入されない場合は、棄権されたものとして取扱います。
↓		
使用券交付	12月14日（月） 以降	使用料と管理料の納入が確認できた方に霊園使用券を交付します。 使用開始は令和9年1月4日（月）です。

3. 申込方法

①〔申込期間〕 令和8年9月1日(火)～9月14日(月)

- ・ 申込み期間中に、この「申込みのしおり」に添付されている専用の申込用紙「八王子市霊園使用申込書」により、お申込みください。
- ・ 郵送の場合は申込期間内の消印があり、9月17日(木)までに稲城市役所市民課へ到着したものに限り受付けます。

② 申込方法

- (1) 申込みのしおりをよくお読みになって、申込み資格や制限事項等を確認してください。
- (2) 「八王子市霊園使用申込書」に必要事項を漏れなく記入してください。
※ 記入の際は、7ページの「⑥申込書の書き方(記入例)」をご覧ください。
- (3) 記入できましたら、下記①、②を同封のうえ、稲城市役所市民課戸籍係へ郵送もしくはご持参ください。

宛先：〒206-8601 稲城市東長沼 2111 番地 稲城市役所市民部市民課戸籍係 宛

③〔申込時〕 提出書類

① 八王子市霊園使用申込書

② 死体(胎)埋・火葬許可証(写し)

都立霊園一時収蔵施設使用許可証等(写し)

いずれか1つ

④ 申込みの資格

申込みができるのは、下記のすべての要件を満たしている方です。

祭祀の主宰	申込遺骨の祭祀の主宰者である方
居住要件	申込者本人が、1年以上（令和7年9月15日以前から）継続して稲城市内に住民登録されていること
遺骨の状態	「未だ一度も埋蔵(葬)・収蔵したことがないお骨」をお持ちの方 (例) ・自宅に置いてある方 ・都立霊園一時収蔵施設に預けている方 ※いずれも改葬骨・分骨を除く
続柄	申込遺骨から見て、次に掲げる続柄の範囲内にある方 ・配偶者（事実婚関係にある方を含む） ・直系血族の父母、子、孫 ・血族の兄弟姉妹 ・養父母、養子 ・「東京都パートナーシップ宣誓制度」に基づくパートナーシップ関係にある方

★ **遺骨の祭祀の主宰者**とは、「申込遺骨の親族の合意のもとに、葬儀の喪主あるいは法事の施主を務めるなど、将来にわたって当該遺骨及び墓所を守り管理していくべき立場にある方」をいいます。

⑤ 注意事項

- (1) 申込みは1人（申込資格のある方）につき1通（1箇所）限りです。次の場合は、二重申込み（不正申込み）として、全部の申込書を無効とします。
 - ① 同一人が二重に申し込んだとき。
 - ② 同一遺骨で複数の者が申し込んだとき。
(例. 長男と二男が父親の遺骨で申し込んだ場合)
 - ③ 両親の遺骨を別々に複数の者が申し込んだとき。
(例. 長男が父親の遺骨で、二男が母親の遺骨で申し込んだ場合)
 - ④ その他、これに類すると認められるとき。
- (2) 既に八王子市営霊園の利用者となっている方は、申込みできません。
- (3) 組単位の申込みとなります。組を重複しての申込みはできません。
- (4) 使用場所は第五希望まで承ります。希望が重複した場合は、市民課にて抽選を行います。
- (5) 改葬骨、分骨による申込みはできません。

申込書の記載事項や証明が事実と異なっていることが明らかとなった場合は、失格となります。
抽選で当選となった場合でも書類審査により資格がない場合は失格となります。

⑥ 申込書の書き方（記入例）

八王子市霊園使用申込書

No. _____

稲城市長殿

太枠内のみ記入してください。

申 込 者	フリガナ	イナギ ハナコ
	氏 名	稲城 花子
	住 所	稲城市 矢野口 1 2 3 4 - 5 6
	電 話	(自宅) (勤務先または携帯) 042-3**-**** 090-****-****

八王子市霊園条例に基づき、次のとおり市営霊園の使用を申し込みます。

申 込 組	A組(3 m ²) B組(5 m ²)		申込組のA組・B組どちらかに ○印を記入してください	
遺骨の 氏名	フリガナ イナギ タロウ 稲城 太郎		遺骨から見ての 続 柄	妻
遺骨の 状態	① 自宅に置いてある。 ② 都立霊園一時収蔵施設に預 けてある。 (年 月 日から)		遺骨の 証明	① 死体(胎)埋・火葬許可 証 ② 都立霊園交付の遺骨引 渡証明書 ③ 都立霊園一時収蔵施設 使用許可証
※該当する番号に○をつけてください。				
死亡 年月日	昭和 平成 令和	6 年 4 月 3 日	備考	
抽選番号				

使用希望場所

第一 希望	第二 希望	第三 希望	第四 希望	第五 希望	どこ でも よい
1 1 5 番	1 1 7 番	1 2 1 番	1 3 5 番	1 3 8 番	

- 申込書は、黒のボールペンで正確に記入してください。
※消えるボールペンは使用しないでください。
- 太線の枠内のみ記入してください。
- 戸籍上の文字を楷書で記入してください。
- 住民票記載の住所を記入してください。
- 申込組はA組、B組のどちらかに○印を記入してください。
- 遺骨の氏名は俗名を戸籍上の字で1名のみ記入してください。死胎児（4 か月・12 週以上）の遺骨で申込む場合は遺骨氏名の欄に「死胎児」と記入してください。遺骨から見ての申込者の続柄（戸籍上の）を記入してください。（例、遺骨が両親のいずれかの場合であれば、長男、二男、長女、二女等と記入。）
- 申込遺骨がどのような状態であるか、また、それを証明する書類のうち提示できるものそれぞれに○印をつけてください。
- 使用希望場所は、第五希望まで記入してください。どこでも構わない場合は、「どこでもよい」欄に○をご記入ください。

〔申込みに際しての注意・確認事項〕

- 申込書記入の前に、「申込みのしおり」をよくお読みください。
- もう一度次の点についてお確かめください。
 - ① 申込資格はありますか。
 - ② 八王子市霊園使用申込書に宛名等の記入もれはないですか。
- 申込は、専用の申込書に限り受け付けます。
- 二重申込み等による不正申込みが判明したときは、全部の申込みを無効とします。

4. 書類審査・使用申請

申込資格等の書類審査を令和8年10月13日（火）から10月16日（金）まで行います。
審査日時等の詳細は、対象者に書類審査通知書でお知らせします。また、使用予定者には霊園
使用申請書を送付します。書類審査には必ず使用予定者本人が出席してください。

〔書類審査時〕提出（提示）書類等

当選された方には以下の書類を提出または提示していただき、審査します。

※ 使用予定者(審査対象者)が書類審査期間中に審査を受けなかった場合は、棄権されたものとみなし、失格とさせていただきます。

① 南多摩都市霊園 使用予定者(審査対象者)当選通知書

② 霊園使用申請書

申請者（使用予定者）及び保証人の欄をご記入のうえお持ちください。

③ 居住要件を証明する書類

書類審査の3ヶ月前以降に発行された本籍等記載の住民票

④ 遺骨の証明書類

死体（胎）埋・火葬許可証、都立霊園一時収蔵施設使用許可証等の原本を提示していただきます。（ただし、改葬骨・分骨を預けている方を除く）

遺骨の状態	遺骨の証明書類
自宅に置いてある方	死体（胎）埋・火葬許可証又は、都立霊園発行の遺骨引渡証明書（改葬骨・分骨を除く）
都立霊園一時収蔵施設に預けている方	都立霊園一時収蔵施設使用許可証（改葬骨・分骨を除く）

※寺院等が発行する埋蔵（葬）証明及び収蔵証明や分骨証明による申込みはできません。

⑤ 申込遺骨との続柄を示す証明書類 ⇒ 戸籍（除籍）謄本類

※死胎児（4か月〈12週以上〉）による申込みの場合

死胎児と親・子の関係であることが記載されている死胎火葬許可証、母子手帳、病院等の証明書、火葬場の証明書のいずれかの書類

※事実婚関係の場合

住民票または住民票の除票（同一世帯であり、続柄欄に「夫または妻（未届）」の記載があるもの）

※パートナーシップ関係の場合

東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書

⑥ 保証人の住所を証明する書類

住民票または住所が確認できる本人確認書類（運転免許証等）の写し

⑦ 祭祀の主宰者であることを証明する書類

○祭祀の主宰者の証明について

遺骨の「祭祀の主宰者」とは「申込遺骨の親族の合意のもとに、葬儀の喪主あるいは法事の施主を務めるなど、将来にわたって当該遺骨及び墓所を守り管理していくべき立場にある方」をいいます。

祭祀の主宰を確認するため、以下の書類のいずれか1つの**原本**を提示(戸籍謄本・理由書の場合は提出)していただきます。

- ① 申込者が、申込遺骨の申請者となっている埋・火葬許可証
- ② 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる、葬儀の際の領収書(宛先が申込者)
- ③ 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書
- ④ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本等
- ⑤ 申込者が、申込遺骨を預けている都立霊園一時収蔵施設使用許可証
- ⑥ 理由書（高齢などにより祭祀の主宰を変更する場合等）

5. 使用料・管理料の納入

納付期限 令和8年11月27日（金）

使用予定者には、使用料及び管理料を納入していただくため、納入通知書を送付します。

納付期限の令和8年11月27日（金）までに納入されない場合は、棄権されたものとして取り扱いますのでご注意ください。

〔管理料の取り扱いについて〕

- ① 管理料は、霊園の共用部分の維持管理経費の一部として、毎年1回納入していただくもので、1㎡あたりの額を定めています。（1㎡あたり1,500円）
- ② 使用面積で1㎡未満の端数があるものは、1㎡に繰り上げます。＜例＞4.35㎡ → 5㎡
- ③ 初年度は、使用承認の月からの月割りになります。
- ④ 次年度以降は、4月に納入通知書を発送します。

6. 八王子市霊園使用券の交付・使用上の注意等

指定する期日までに使用料を納入し使用手続きを完了された方には、「八王子市霊園使用券」を
令和8年12月14日（月）から稲城市役所市民課戸籍係で交付いたします。

使用料が納入済であることを確認するため領収書を持参してください。

※工事施行申請は使用承認日以降から可能となります。

① 霊園使用上の注意事項（使用者の責務等）

市霊園の利用者になった方は「墓地、埋葬等に関する法律」、「同施行規則」、「八王子市霊園条例」「同施行規則」等に定める規定を遵守し、適正に使用しなければなりません。

使用者に係わる八王子市霊園条例等の主な内容

- (1) 権利を譲渡し、または転貸することはできません。
- (2) 使用者の死亡等により、承継する者は、原因発生後直ちに申請しなくてはなりません。
- (3) 次に該当する場合は、使用承認を取消しますのでご注意ください。

- ① 使用者が死亡した日から起算し、2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。
- ② 使用者が使用することなく、1年を経過したとき。
- ③ 使用者が2年間管理料を納入しないとき。
- ④ 使用者が住所不明となって5年を経過したとき。
- ⑤ 使用者が目的以外に使用したとき。
- ⑥ 当該区画を転貸または譲渡したとき。
- ⑦ その他、条例及びこれに基づく規則に違反したとき。

上記の規定により使用承認を取り消されたときは、使用者は直ちにその使用区画を原状に復して返還しなければなりません。

② 霊園使用上の制限等

- (1) 使用者は、区画を明らかにするために、地表から高さ1m以内の囲障をもって境界を設けなくてはなりません。
- (2) 墓碑その他の設備は、次の基準に従って設置しなければなりません。
 - ① 墓碑及びこれに類する設備の高さは、地表から3m以内とします。
 - ② 盛土設備の高さは、地表から0.5m以内とします。
 - ③ 囲障の高さは、地表から1m以内とします。
- (3) 使用区画内の樹木は、隣接地または通路に障害をおよぼす恐れがあるため、お勧めできません。

使用区画に墓碑等を設置する場合は、一定の基準で間隔を空けていただきますので、あらかじめご承知ください。（例 3㎡区画墓地は、前後左右すべて各2.5cm以上、5㎡区画墓地は、前後左右すべて各5cm以上下がって、工事を行っていただきます）

※ なお、工事の際には、工事施工申請の届出が必要となります。また、カロート（地下納骨施設）設置の際は、浸水を防止する措置を講じてください。

お問い合わせ

稲城市役所 市民課 戸籍係

〒206-8601

稲城市東長沼2-1-1番地

電話 042-378-2111（内線133）